

# 知っていますか？ 人権に関する3つの法律

## 部落差別解消推進法

この法律は、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識の下に、これを解消することを目的として施行されました。

他人の人格や尊厳を傷つける差別や偏見に基づく行為は、決して許されないものです。

部落差別等の同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

## 障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定され、「不当な差別的取扱いをしないこと」と「合理的配慮の提供」が求められています。

### 「不当な差別的取扱い」の例

- ・「障害がある」という理由だけでアパートを貸してもらえない。
- ・「車いす」だからお店に入ることができない。

### 「合理的配慮」の例

- ・書類に署名することができない方のために、代筆で対応する。
- ・聴覚障害のある方に手話や筆談等で対応する。

## ヘイトスピーチ解消法

特定の人種や民族に対する差別的言動や、社会から排除しようとするといった行為が大きな社会問題となっています。この法律は、そのような不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）は許されないことを宣言するとともに、その解消に向けた取組を推進することを目的としています。

様々な国の人たちと交流し、文化や歴史の違いを知ること、お互いに認め合い、一人ひとりが尊重しあえる関係になることが大切です。